

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年3月10日
【会社名】	株式会社フライトシステムコンサルティング
【英訳名】	FLIGHT SYSTEM CONSULTING Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 片山 圭一朗
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿4 - 6 - 1
【電話番号】	03 - 3440 - 6100
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部担当 松本 隆男
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿4 - 6 - 1
【電話番号】	03 - 3440 - 6100
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部担当 松本 隆男
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,178,100円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 139,639,500円
	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第8回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	231個（新株予約権1個につき20株）
発行価額の総額	1,178,100円
発行価格	新株予約権1個につき5,100円（新株予約権の目的である株式1株当たり255円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成23年3月28日（月）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社フライトシステムコンサルティング 管理部 東京都渋谷区恵比寿4-6-1
払込期日	平成23年3月28日（月）
割当日	平成23年3月28日（月）
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 恵比寿支店

- （注）1．第8回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の発行については、平成23年3月10日（木）開催の当社取締役会決議によるものであります。
- 2．平成23年3月10日（木）開催の当社取締役会決議により、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。
- 3．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 4．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社フライトシステムコンサルティング 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株制度は採用していない。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、20株（以下「対象株式数」という。）とする。</p> <p>2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式4,620株とする。 ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整する。</p> <p style="text-align: center;">調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割又は併合の比率</p> <p>また、割当日以降に、当社が時価を下回る価額での新株式の発行若しくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除く）、合併、会社分割又は株式無償割り当てを行う場合等、対象株式数を変更することが適切な場合等、対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。</p> <p>これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項「行使価額の調整」による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。</p> <p>3. 本欄第2項に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>4. 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、29,970円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p>

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

- (2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(5)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割り当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- (4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (5) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(3)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号及び第(3)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (6) 本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- 当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- その他行使価額の調整を必要とするとき。
- 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	<p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>139,639,500円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成23年3月29日から平成26年3月28日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社フライトシステムコンサルティング 管理部 東京都渋谷区恵比寿4-6-1</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 恵比寿支店</p>

新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が2取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の150%を超えた場合において、当社取締役会が取得する日（以下、「取得日」という。）を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき5,100円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に準じて決定する。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄及び「新株予約権の譲渡に関する事項」欄に準じて決定する。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--------------------------	---

（注）1．本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金に

て上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

4. 先買権

割当予定先であるOakキャピタル株式会社との間で、本件第三者割当に係る有価証券届出書の効力発生日後、払込期日までに締結する予定の「総数引受契約書」に定める「先買権」は、当社が本新株予約権の払込期日から3年間、株式、新株予約権又は新株予約権付社債（以下、「株式等」という。）を発行しようとする場合には、発行しようとする株式等と同条件で引受けるかどうかをOakキャピタル株式会社が確認する規定である。なお、本新株予約権の保有残高がなくなり次第この権利は消滅する。

この「先買権」は、今般、当社の成長戦略に着目し出資をいただいたOakキャピタル株式会社からの、当社の将来の成長戦略に係る資金需要に積極的に協力したいという意向を受けて規定したものである。

なお、平成22年4月9日に行われた第三者割当増資及び第三者割当による第6回新株予約権の発行の際も、上記と同様の先買権を設定している。

5. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
139,639,500	3,000,000	136,639,500

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額（1,178,100円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（138,461,400円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、下記のとおりであります。

（価格算定費用）	2,000,000円
（弁護士費用）	500,000円

（登記関連費用） 500,000円

4．本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権による調達資金につきましては、平成23年3月29日から平成26年3月28日までの権利行使期間中に、権利行使に伴う払込み後、一旦、手元資金とし、現在進めている新規事業（iPhone等スマートフォン向けプラットフォームを活用したソリューション）による受注増加に対応した事業計画に沿って、電子決済ソリューションプラットフォームサービス事業、Twitterプラットフォームサービス事業・ラジオプラットフォームサービス事業並びに、平成23年1月19日付けで業務提携を行ったセーラー万年筆株式会社（「以下、セーラー万年筆」という）と新たに展開する電子文具事業及びインターネットビジネス業界向け新製品・新サービス（各事業の詳細は、第3〔第三者割当の場合の特記事項〕6〔大規模な第三者割当の必要性〕（1）大規模な第三者割当増資を行うこととした理由及び当該第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容 新規事業の展開についてを参照）における研究開発資金と、それらを具体的な案件として提案・展開していくための人件費等マーケティング費用として充当する予定であります。

なお、実際の支出時期より前に資金が確保できた場合、調達された資金は銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

また、本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の大幅な改善に支障をきたす可能性があります。その場合には、事業計画の見直しを行うとともに、本新株予約権の発行と同日に決議した下記「募集に関する特別記載事項」に記載している第三者割当により発行される株式（以下、「別件第三者割当増資」という。）の募集により調達した資金にて業績回復を進めながら、別途資金調達の検討を進めていく所存であります。

< 当社の予定している具体的な使途、金額、支出予定時期について >

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
マーケティング費用		
a 電子決済ソリューションプラットフォームサービス事業	106	平成23年3月～平成26年3月
b Twitterプラットフォームサービス事業	25	平成23年3月～平成26年3月
c ラジオプラットフォームサービス事業	5	平成23年3月～平成26年3月

(注) 上記の具体的な用途について
 マーケティング費用
 営業業務における人件費及び販売促進費用等

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集に関する特別記載事項】

当社は、本第三者割当による新株予約権の発行の他、債務超過解消及び新規事業拡大のための資金確保が必要であると判断し、平成23年3月10日付取締役会にて、別件第三者割当増資を決議しております。別件第三者割当増資の内容は以下の通りです。

別件第三者割当増資の概要

- (1) 発行新株式数：普通株式 21,700株
- (2) 発行価格：1株につき 金29,970円
- (3) 発行価額の総額：650,349,000円
- (4) 資本組入額：1株につき 金14,985円
- (5) 資本組入額の総額：325,174,500円
- (6) 募集又は割当方法：第三者割当の方法による
- (7) 申込期間：平成23年3月28日
- (8) 払込期日：平成23年3月28日
- (9) 割当予定先及び割当株式数：O a k キャピタル株式会社 21,700株

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要（平成23年3月10日現在）

名称	O a k キャピタル株式会社	
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号	
直近の有価証券報告書等の提出日		
有価証券報告書	平成22年6月30日 提出	第149期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
四半期報告書	平成22年8月6日 提出	第150期第1四半期 自平成22年4月1日 至平成22年6月30日
四半期報告書	平成22年11月5日 提出	第150期第2四半期 自平成22年7月1日 至平成22年9月30日

四半期報告書	平成23年2月4日 提出	第150期第3四半期 自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日
--------	-----------------	--

b. 提出者と割当予定先との関係（平成23年3月10日現在）

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
	割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先は、当社株式1,837株（当社総株主の議決権の数に対して11.06%）所有する主要株主であります。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、上記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載の通り、現在進めている新規事業（iPhone等スマートフォン向けプラットフォームを活用したソリューション）による受注増加に対応した事業計画に沿って、電子決済ソリューションプラットフォームサービス事業、Twitterプラットフォームサービス事業、ラジオプラットフォームサービス事業の立ち上げに注力してまいりました。しかしながら、電子決済ソリューションプラットフォームサービス事業におけるハードウェアの量産化の遅れ（米アップル社の技術審査にて何度も再審査となり当初予定より5ヶ月の遅延が発生）、Twitterプラットフォームサービス事業の有償製品の市場投入の遅れ（製品の開発過程で発生した技術的問題を解決するのに時間を要してしまい、当初予定より2ヶ月の開発遅延）により、大幅な営業赤字を計上する事態となりました。また、当社の新規事業の立ち上げの予定資金は約6億2千万円を想定しており、昨年4月及び9月に発行した新株予約権がすべて行使されることにより確保できる予定でありましたが、当該新株予約権の割当先であるOakキャピタル株式会社からは、平成22年10月までに新株予約権の行使等により約2億5千万円の出資を受けておりましたが、その後、権利行使価額と当社の株価の乖離が大きくなってしまい、新株予約権の行使が困難な状況が続いておりました。これらにより、新規事業の継続性の確保及び債務超過の解消に至っておらず、当社のおかれているこれらの課題と当社の事業戦略を理解いただき、早急に対応いただける投資家を模索し、複数の有力先と接触を重ねてまいりました。こうした経緯を踏まえ当社の平成22年11月公表済の中期経営計画も含めて今後の事業戦略を理解いただき、当社の企業価値を高めうる投資家として、Oakキャピタル株式会社を選定いたしました。

Oakキャピタル株式会社は、国内外での投資実績が豊富で、かつ、潜在成長力が高い新興上場企業に対する投資を積極的に行っている東証二部の上場会社であります。Oakキャピタル株式会社はファイナンスの引き受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザー業務、リスク管理の総合サービスを行うリスクマネジメント事業などを手掛けており、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。

Oakキャピタル株式会社との接触経緯は、平成21年12月に投資会社であるOakキャピタル株式会社が、新規顧客開拓のための営業活動の一環として、当社に対して、資金調達のご案内をいただいたことに端を発しております。その後、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の当時の現状を理解していただいたうえで、約5千万円の第三者割当増資及び新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額約3億7千万円の第三者割当による新株予約権の発行による資金調達のご提案をいただき、平成22年4月9日に実行いたしました。

また、平成22年5月に、「Twitterプラットフォームサービス事業」における当社のTwitterアプリケーション「TweetMe」が、ソフトバンクモバイル株式会社が提供する夏モデル機種携帯電話向けに採用され、「TweetMe for S!アプリ」として供給を開始し、これらの経緯から今後もソフトバンクグループとの更なる協業推進を前提に、ソフトバンク株式会社からの出資について協議しておりました。この経緯において、Oakキャピタル株式会社と平成22年4月9日付けで締結した「総数引受契約書」に基づく先買権（ ）の定めにより、ソフトバンク株式会社からの出資協議についてOakキャピタル株式会社へ通知し、追加出資を打診いたしました。Oakキャピタル株式会社からは、当社とソフトバンクグループとの協業効果を更に拡大するための資本面での関係強化は有益であるとの高い

評価を受け、当社の経営基盤の一層の強化のため追加出資を引き受ける旨応諾を頂き、平成22年9月30日付けで、ソフトバンク株式会社及びO a k キャピタル株式会社を引受先とする、新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額約2億円（各社約1億円）の第三者割当による第7回新株予約権を発行いたしました。

また、O a k キャピタル株式会社は、上記経緯において、当社が事業を推進するに当たり、提携候補先をご紹介いただくなど、積極的に協力をいただいております。その具体的な成果のひとつとして、平成23年1月にセーラー万年筆との業務提携が実現いたしました。今後これらの成果が、当社の事業展開と企業価値向上につながるものと考えております。

これらの経緯から、今後、新規事業（iPhone等スマートフォン向けプラットフォームを活用したソリューション）を推進するために必要な資金（約5億円）、並びにセーラー万年筆と協業して新たに行う電子文具事業及びインターネットビジネス業界向け新商品・新サービスに向けた新たな資金（約4億4千万円）の総額約9億4千万円の資金需要について、平成23年2月にO a k キャピタル株式会社に説明を行いました。このうち約1億5千万円については、平成22年9月に発行した第7回新株予約権の権利行使により機動的に調達することとし、不足する約7億9千万円について追加出資を打診したところ応諾いただき、本新株予約権の発行及び別件第三者割当増資にいたしました。

これに加えて、O a k キャピタル株式会社の口頭での表明内容で、取得する当社株式の保有方針は純投資であり、本新株予約権の発行及び別件第三者割当増資により議決権比率で50%を超える支配株主となりますが、当社の経営に介入する意思はなく、当社を子会社化する意思はないとの表明を受けていることから当社がO a k キャピタル株式会社の連結子会社になる可能性は極めて低いものと判断されること、現時点で具体的な想定先はありませんが、取得した当社株式を当社の事業に有益な事業会社や取引先への譲渡の検討も視野に入れ、市場に配慮しながら売却していく方針であること、並びに当社株式の市場外での譲渡の検討を行う場合には事前に当社と十分な協議を行う旨の表明を得ていることを重視いたしました。

以上のことから、O a k キャピタル株式会社は、当社にとって重要な事業パートナーであり、当社の事業展開と企業価値向上に貢献するものと考え、割当予定先として選定いたしました。

先買権：会社が新株等を発行する際に、新株等を引き受けることが出来る権利。

d．割り当てようとする株式の数

割当予定先であるO a k キャピタル株式会社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の数は4,620株であります。

e．株券等の保有方針

割当予定先であるO a k キャピタル株式会社の本新株予約権及び本新株予約権の行使により取得する当社株式並びに別件第三者割当増資の保有方針は純投資であり、議決権比率で50%を超える支配株主となりますが、当社の経営に介入する意思はなく、当社を連結子会社にする意思はない旨、当社株式の市場外での譲渡の検討を行う場合には事前に当社と十分な協議を行う旨、並びに現時点で具体的に想定はありませんが、取得した株式を当社の事業に有益な事業会社や取引先への譲渡の検討も視野に入れ、市場動向に配慮しながら当社株式の売却をしていく旨の表明を口頭で受けております。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるO a k キャピタル株式会社より本新株予約権の発行及び別件第三者割当増資に係る払込みについては、払込期日に全額払い込むことの確約をいただいております。本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の確認書を受領しております。

また、平成23年3月9日現在のO a k キャピタル株式会社の預金残高照会一覧表により、本第三者割当増資及び別件新株予約権の発行価額の合計以上の現預金を保有していることを確認し、更に平成23年3月中における、保有営業投資有価証券の売却により見込まれる入金予定表より、平成23年3月28日時点において、本第三者割当増資及び別件新株予約権の発行価額並びに別件新株予約権行使請求に関わる払込価額の総額以上の資金を保有する見込みであることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

O a k キャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しており、O a k キャピタル株式会社が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」欄に記載している「(7) 当社は、「O a k キャピタル・コンプライアンス行動規準」に基づき、警察、顧問弁護士等との連携により、市民生活の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断する。」を確認し、当該割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされております。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の総数引受契約書に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として当社と利害関係のない独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(東京都港区)が算定した結果、その算定価値を踏まえ本新株予約権1個当たりの発行価額を金5,100円といたしました。当該評価において、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付されたコール・オプションなどを前提条件としております。本新株予約権の発行価額は、第三者機関からの算定結果報告書から、公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等を前提条件としてその基礎にしていること、当該各前提条件を反映した新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、第三者評価機関による評価額は適正なものであることを確認いたしました。

さらに、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の特徴、当社の株価を鑑み、割当予定先であるO a k キャピタル株式会社との協議の結果、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である平成23年3月9日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値の33,300円を参考として、行使価額を29,970円(ディスカウント率10.00%)といたしました。

ディスカウント率につきましては、割当予定先が当社の新規事業推進による収益向上に期待しているものの、新規事業の業績が不透明であること等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断して10.0%といたしました。

本新株予約権の行使価額の算定方法について取締役会決議日の前日終値を参考値として採用いたしましたのは、平成23年3月期第3四半期決算発表及び平成23年3月期の通期業績予想の修正発表後に形成された株価が、直近の市場価格として当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。なお、行使価額の当該直前営業日までの1週間の終値平均32,582円に対する乖離率は8.02%、1か月間の終値平均29,908円に対する乖離率は+0.20%、3か月間の終値平均36,633円に対する乖離率は18.19%、6か月間の終値平均41,074円に対する乖離率は27.03%となっております。

以上のことから、本新株予約権の発行価額及び行使価額については、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

この判断に基づいて、当社取締役会では債務超過解消のための自己資本拡充による財務体質の大幅な改善及び収益の回復を目的とした資金確保という今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社社外監査役3名（笠間龍雄、大島やよい、千野隆）及び当社と利害関係のない独立した宮崎法律事務所の弁護士宮崎好廣氏から、本新株予約権の行使価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、基準として採用した株価も現時点の当社の市場価値を反映した発行取締役会決議日直前日の終値を使用していることより有利発行には該当しないと判断する旨、及び発行価額については、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等を前提条件としてその基礎にしていること、当該各前提条件を反映した新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定している

ことから、評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その評価額を踏まえて発行価額を決定していることより有利発行には該当しないと判断する旨の意見を得ております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

O a k キャピタル株式会社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数4,620株及び別件第三者割当増資による株式数21,700株を合わせた26,320株に係る議決権数26,320個に加えて、平成22年9月30日にソフトバンク株式会社及びO a k キャピタル株式会社に割り当てた第7回新株予約権の目的である株式の総数7,360株に係る議決権数7,360個と合算した議決権数が33,680個となることから、平成22年9月14日時点での当社の総議決権数14,752個に占める割合が228.31%となること、また、別件第三者割当増資の発行により、O a k キャピタル株式会社が所有する株式に係る議決権の数が総株主の議決権数の100分の50を超え、支配株主に該当することから、今回の本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。（平成22年9月30日に行われた第三者割当による新株予約権の発行から本新株予約権の発行及び別件第三者割当増資までの期間が6ヶ月未満であるため、前回の新株予約権と本新株予約権及び別件第三者割当増資に係る議決権数を合算し、その発行を決議した平成22年9月14日時点での当社の総議決権数を分母として希薄化率を算定しております。）

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)
O a k キャピタル株式会社	東京都港区赤坂8-10-24	1,995	12.01	28,315	65.96
片山 圭一朗	東京都大田区	2,753	16.57	2,753	6.41
松本 隆男	仙台市太白区	1,167	7.03	1,167	2.72
米倉 憲久	仙台市青葉区	1,127	6.79	1,127	2.63
アストロデザイン株式会社	東京都大田区南雪谷1-5-2	829	4.99	829	1.93
樋口 典子（旧姓：村松）	東京都渋谷区	363	2.19	363	0.85
最上 剛	仙台市泉区	142	0.85	142	0.33
相澤 定見	横浜市瀬谷区	134	0.81	134	0.31
斉藤 初江	東京都足立区	129	0.78	129	0.30
守山 尚	大阪府豊中市	103	0.62	103	0.24
計	-	8,742	52.63	35,062	81.67

(注) 1. 上記の割合は、少数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 平成22年9月30日現在の株主名簿を基準とし、平成23年3月9日までに当社が確認した大量保有報告書に基づき記載しております。

3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、O a k キャピタル株式会社に割り当てる本新株予約権の目的である株式及び別件第三者割当増資による新株式を合わせた26,320株を加えて算定しております。

4. O a k キャピタル株式会社の当社株式の保有方針は純投資であり、議決権比率で50%を超える支配株主となりますが、当社の経営に介入する意思がないこ

とから、当社を連結子会社にする意思はない旨の表明を口頭で受けております。

5. 本新株予約権以前に発行した新株予約権の未行使分は含まれておりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社は、設立当初、映像や音楽のデジタル化やハイビジョン映像等の膨大なデータを管理するシステムや伝送するシステム構築のコンサルティングやシステム開発を中心に事業を展開してまいりました。その後、平成18年より地方自治体向けのシステムコンサルティングやシステム開発に参入いたしました。これまで市区町村の多種多様な窓口業務のシステムは、それぞれが独立しており、そのシステム保守や運用のための人件費等に膨大な予算が積み込まれておりました。当社は、それらの独立した業務システムを一つに統合した基盤を開発し、その統合基盤をもって地方自治体業務の効率化やコストの削減に貢献してまいりました。しかしながら、平成20年9月のリーマンショック以降、民間のシステム開発需要が冷え込んだこともあり、大手システム開発会社を筆頭に、多くのシステム開発会社が自治体のシステム開発に参入したため価格競争が激化し、当社の受注額が減少となり、その結果、平成21年3月期には連結営業損失が234百万円となり、個別決算においては上場後初めての営業赤字となりました。

他方、事業分野拡大のため、平成18年1月、当社はエレテックス株式会社及び株式会社山下電子設計(平成19年7月、両社は合併してY E Mエレテックス株式会社に社名変更)他1社を子会社化いたしました。Y E Mエレテックス株式会社において当初想定した事業計画を達成することができず、平成20年3月期においてのれん等の減損279百万円を計上することとなりました。

これらの事態を鑑み、事業の変革を模索し、当社は、平成20年10月にクリエイティブブランド「S:III:S」（シーズ）を立ち上げ、iPhoneやスマートフォンを活用したビジネスの事業化を目指し活動を開始いたしました。また、子会社のY E Mエレテックス株式会社では、平成20年10月に人員削減等の経営再建計画を策定し、大幅なコスト削減を実施いたしました。

平成22年3月期は、Y E Mエレテックス株式会社の業績が改善してきたものの、当社において地方自治体のシステム開発プロジェクトで大きな損失を計上し、また、iPhoneやスマートフォンを活用した新規ビジネスの事業化も立ち上げ段階であり収益貢献には至らず、その結果、連結営業損失は378百万円となり、平成22年3月期末では450百万円の債務超過に陥りました。

当社は、債務超過の解消及び新規ビジネスの事業化を加速するため、平成22年4月にO a kキャピタル株式会社を引受先とする約5千万円の第三者割当増資及び権利行使価額の総額約3億7千万円の第三者割当による新株予約権の発行を行い、また、平成22年9月には、ソフトバンク株式会社及びO a kキャピタル株式会社を引受先とする第三者割当による権利行使価額の総額約2億円（各社約1億円）の新株予約権の発行を行いました。新株予約権の権利行使状況は、平成23年3月9日までにO a kキャピタル株式会社より約2億円の権利行使が行われております。

こうした経緯の中、今期の業績は、既存のコンサルティング&ソリューション事業については、ほぼ計画通りに推移しておりますが、新規事業におけるiPhoneを活用した法人向けクレジットカード決済ソリューション「ペイメント・マイスター」については、ハードウェアの量産開始が遅れたこと及び多くの引合いを頂いているもののまだテスト導入の段階にある案件が多い事などから、今期の計画を大幅に下回る見込みです。また、Twitterプラットフォームサービス事業におきましても、海外向けの有償版製品「SOICHA」のリリースが平成23年2月へずれ込み、こちらも今期計画を下回る見込みとなりました。なお、iPhoneやスマートフォン向けプラットフォームを活用した新規事業に経営資源を集中させるため、平成23年2月に子会社のY E Mエレテックス株式会社を第三者へ譲渡しております。

これらの結果より今期の業績予想は連結営業損失が330百万円となる見込みとなり、東京証券取引所の上場廃止基準である2期連続債務超過に該当する可能性があることから、債務超過の解消及び新規事業のための資金確保を早急に行わなければならない状況となっております。

このような状況の中、上記の第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行をした際の割当先であるO a kキャピタル株式会社と交渉したところ、増資及び新株予約権の発行による資金調達について合意いたしました。

資金調達の方法については、銀行等の融資による間接金融での資金調達も考えられますが、債務超過解消という観点から直接金融での資金調達が検討してまいりました。直接金融による資金調達は、第三者割当の他、公募増資や株主割当といった手法もありますが、当社の状況や昨今の金融情勢等を考慮すると、今回の

資金調達を迅速且つ確実に行う必要があるため、最低限早急に必要な資金として約6億5千万円の第三者割当増資を行うことといたしました。

新規事業を推進するための資金としては総額約9億4千万円を想定しており、不足する約2億9千万円の資金については、事業計画の進捗状況に合わせて機動的に資金調達を行うため、新株予約権による調達とすることが最善であると判断いたしました。

新株予約権で調達する予定の約2億9千万円のうち約1億5千万円については、平成22年9月30日にソフトバンク株式会社及びOakキャピタル株式会社に割り当てた第7回新株予約権の未行使残高を充当することとし、不足する約1億4千万円について今回新たに本新株予約権を発行することといたしました。

なお、平成22年4月9日に発行いたしました第6回新株予約権は、平成22年6月及び8月にその一部が権利行使されたものの、当社の株価が権利行使価額（61,200円）を大幅に下回っている状況が継続しており、今後の権利行使が見込めず、当社は、計画していた資金調達を行うことが困難な状況にありました。

平成23年2月より本新株予約権の発行及び別件第三者割当増資について検討してまいりましたが、資金調達に必要な発行株式数が当社定款で定めている発行可能な株式数を超えてしまうため、当社は、割当予定先であるOakキャピタル株式会社に第6回新株予約権に係る権利行使の意思について確認したところ、現状の株価では権利行使する意思がないとの回答を得たことから、本新株予約権及び別件第三者割当増資の発行決議に先立ち第6回新株予約権の未行使残数の全て（180個3,600株、権利行使価額の総額約2億2千万円）について平成23年3月10日を譲渡日として当社が取得し、同日をもって全て消却いたしました。

今回の大規模な第三者割当増資により大幅な希薄化となることから、株主総会にてその手段の是非を問うべきとも考えておりましたが、引受先を見つけるまで及び条件の合意までに時間を要したために、その手続を行う時間的余裕がなくなってしまったため、経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見書を入手することといたしました。

かかる判断のもとで、今般、債務超過の解消及び当社の将来の発展を目的とする新規事業推進のための資金を用途とする本新株予約権の発行及び別件第三者割当増資により総額約7億9千万円の資金調達を決定いたしました。

これらの資金調達により展開する新規事業及び財務基盤の強化については、下記の通りとなります。

新規事業の展開について

当社は、平成22年11月12日付けで2011年3月期を初年度とする3ヵ年の中期経営計画を策定しこれを推進しております。

具体的には、前期に立ち上げたクリエイティブブランド「S:III:S」（シーズ）を中心に、iPhone等スマートフォンを活用したビジネスの事業化を目的とし、前期より様々な地域での実証実験を実施してきました。

周知の通り、次世代型携帯端末であるスマートフォンは、タッチパネルで操作できるという使いやすさや、自分のニーズや趣味・嗜好に合わせてアプリケーションソフトをダウンロードし、思いのままにカスタマイズできる拡張性と利便性から、世代を超えた幅広いユーザー層に支持されつつあり、今後、情報通信革命をさらに押し進める契機となる可能性が高いと考えられています。このような状況を捉え、当社は通信・放送サービス用のソフト開発でのノウハウの蓄積を活用し、iPhone等に向けたアプリケーションソフトの開発及び展開を行っております。

また、平成23年1月19日付けでセーラー万年筆と業務提携を行い、新たに電子文具事業及びインターネットビジネス業界向け新商品・新サービスを展開してまいります。

新規事業の柱

a. 「電子決済ソリューションプラットフォームサービス事業」

iPhoneをはじめとするスマートフォン等のポータブル端末を活用し、クレジットカードや電子マネーでの決済を可能にするソリューションの開発をしております。

通常の現金払いによる片方向の用途と違い、クレジットカードや電子マネーという電子のお金による支払では、消費者にポイント付与等の付加価値を生み出す事が可能です。当社が提供する電子決済ソリューションプラットフォームでは、iPhoneをはじめとするスマートフォン等持ち運び可能な端末で、これらの決済が可能になり、従来、専用端末を設置していなかった宅配型の飲食店や自宅へ出向いてのエアコンやパソコンの修理業者等、出先での決済を必要とする業種等へ積極的に展開することで、今後、電子決済市場に新たな付加価値を創出することが可能になると考えております。また、既存の店舗型クレ

ジットカード決済端末との入れ替え需要にも対応していく予定であります。

まずは、その第1弾としてiPhoneを活用したクレジットカード決済ソリューション「ペイメント・マイスター」を開発し、販売を開始しております。今後は、POSレジとの連携や銀聯カード（ ）対応モデル、電子マネー対応モデル、iPadを活用した決済ソリューションのモデルも開発を予定しております。

この事業の収益モデルは、「ペイメント・マイスター」等のソフトウェアの販売とクレジットカードが使われた時に発生するトランザクションフィーが主なものとなります。

銀聯カード：銀聯とは、中国國務院の同意を得て中国人民銀行により批准された、中国の銀行カード産業の発展を目的として設立された金融機関の連合組織であります。その中国を中心に拡大しているオンライン決済システムを運用する企業である銀聯のロゴがあるキャッシュカード及びクレジットカードが「銀聯カード」と呼称されております。

b. 「Twitterプラットフォームサービス事業」

Twitterでは、140字という手軽さから多くの方が心情や情報をアウトプットし、シェアすることを通じて、Twitter上で今まで見えなかったものが可視化され、新しいコミュニケーションが生まれております。また、Twitterを土台にして新しい使い方やアイデア、サービスが次々に誕生し利用価値が高まっております。このため、Twitterが新しいコミュニケーションのプラットフォームとなる可能性に多くの方が期待を寄せているものと思われま

す。現在、当社では音声認識技術を搭載した当社オリジナルのiPhone向けTwitterクライアント「TweetMe」の開発、ソフトバンクのモバイルへ提供を行っておりますが、今年の1月には、「TweetMe」の名称を改め、「SOICHA」（ソイチヤ）とし、どんどん流れてくる情報を見られるだけの単なるTwitterクライアントから、流れてくる情報を「調べる、整理する、連携する」をキーワードに様々なソーシャルネットワークとクラウドサービスを結びつけるソーシャルビューワーへと進化させております。「SOICHA」の第1弾としては、PC用「SOICHA AIR版」をリリースし、続いて「SOICHA iPhone海外版」もリリースしており、今後はAndroid版やiPad版など様々なプラットフォーム用に「SOICHA」シリーズをリリースして行く予定です。

Twitterユーザー数が拡大する中、日本のみならず世界へ向け、当社の「SOICHA」が新たな市場を創出する契機になるものと当社は期待しております。この事業の収益モデルは、有料版「SOICHA」の販売や「Evernote」等の他のアプリケーションとの連携によるアフェリエイト収入及び広告収入となります。

c. 「ラジオプラットフォームサービス事業」

「ラジオプラットフォームサービス事業」では、iPhoneで地上波ラジオ等を聴取することを可能にするアプリケーション開発、並びに新たな広告収入等を可能にするビジネスモデルの提供をラジオ放送局へご提案しております。また本ラジオプラットフォームに関して、当社では2つの特許申請を済ませております。すでに本ラジオプラットフォームを活用したiPhone向けアプリケーションの販売を開始しており、今後は局数を増加させ、ラジオ局以外での展開も視野に入れております。

この事業の収益モデルは、ラジオソフトの販売、ラジオのリリスナーが楽曲を購入した際のアフェリエイト収入、広告収入及びラジオ局からの保守料の収入となります。

d. 「電子文具事業及びインターネットビジネス業界向け新製品・新サービス」

当社は、業務提携先であるセーラー万年筆と共同で電子文具事業に取り組んでまいります。まずは、平成23年1月19日付けセーラー万年筆との業務提携時に発表しましたように、高齢者向けのテレビ、リモコン操作機能をわかり易くガイドする音声操作器「タッチdeリモコン」や「おしゃべり写真サービス」といった新製品の開発を行ってまいります。

また、セーラー万年筆と共同でインターネットビジネス業界向け電子教材機器、教材ソフト及びアプリケーションソフト開発分野への参入を計画しており、それに関連する新たな新商品・新サービスの開発を進めてまいります。

この事業の収益モデルについては、まだ明確なことは申し上げられませんが、セーラー万年筆と共同で開発するソフトウェアの使用料を利用者から頂くかたちになる予定です。

当社としては、上述のビジネス展開を加速し、新規事業の事業化及び事業拡大による収益性の向上を図ることが必要不可欠であると認識しております。ただし、これらの事業は、当社においては新規の事業モデルであり、製品開発の遅れや販売計画が進まない場合は、計画値を下回る可能性がございます。

財務基盤の強化等

新規事業を推進する一方で、当社グループは、前連結会計年度において、378百万円の大幅な営業損失を計上し、当期純損失が492百万円となりました。さらに、当第3四半期連結累計期間において、309百万円の営業損失を計上し、四半期純損失が319百万円となった結果、当第3四半期連結会計期間末において511百万円の債務超過となっております。その結果、シンジケート・ローン（平成22年12月末残高30百万円）について財務制限条項に抵触しております。

また、当社グループの有利子負債は972百万円と連結総資産の143%となり、手元流動性に比して高水準にあります。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、次のような対策を講じ、当該状況の解消または改善に向け努めております。

a. 収益基盤の強化

新規事業を早急に立ち上げ、事業化及び事業拡大による収益性の向上を図ってまいります。

b. コスト管理の徹底

外注費の低減（内製化率の向上含む）、プロジェクト収支管理の徹底、並びに旅費等の経費削減等の諸施策を講じ、収支改善を図ってまいります。

c. YEMエレテックス株式会社について

有利子負債が増加した原因となった連結子会社のYEMエレテックス株式会社については、平成23年2月28日付けで、当社が保有するYEMエレテックス株式会社の全株式を110百万円で株式会社朋栄に譲渡しており、連結決算において関係会社売却益約3千万円を特別利益として計上する予定であります。

d. 債務超過解消のための資本増強策

債務超過の状況を早期に解消すべく、平成22年4月9日にOakキャピタル株式会社を割当先とする50百万円の第三者割当増資並びに4百万円の新株予約権（権利行使価額の総額は370百万円）を発行し、平成22年9月30日にソフトバンク株式会社及びOakキャピタル株式会社を割当先とする3百万円の新株予約権（権利行使価額の総額は196百万円）を発行致しました。

当第3四半期連結累計期間において上記新株予約権の一部が行使され、平成22年4月9日の第三者割当増資と併せ、資本金及び資本準備金が252百万円増加しております。

なお、平成22年4月に発行した新株予約権については、当社の株価が権利行使価額を大幅に下回っている状態が継続しており、今後の権利行使が見込めず、計画した資金調達を行うことが困難な状況にあるため、平成23年3月10日付けで未行使残数の全てを当社が取得し、消却しております。

e. 財務制限条項について

当社は、当連結会計年度の事業計画を貸付人に提示して協議した結果、当該条項に基づく期限の利益喪失に係る請求をしない旨、貸付人より同意を得ております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本新株予約権の発行及び別件第三者割当増資による資金調達は、希薄化率が25%以上であることから、経営者から一定程度の独立したものによる当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。そこで、社外監査役3名（笠間龍雄、大島やよい、千野隆）及び当社と利害関係のない独立した宮崎法律事務所の弁護士宮崎好廣氏に対して調達の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、平成23年3月10日（当該発行取締役会決議日）において、社外監査役3名から、本新株予約権の発行及び別件第三者割当増資は、現在当社が直面している債務超過状態を解消し2期連続債務超過による上場廃止を免れることができること、及び今後の当社の事業拡大への資金用途に対する非常に有効な資金調達機会であると考えられ、また前回の資金調達時と同様に、当社は、新規事業を拡大することが重要な経営課題であり、今回の割当予定先から当該資金を確保することは、新規事業拡大を加速し、当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと考えられること、さらに、安定的な事業運営及び資金調達の柔軟性の向上、並びに安定的な金融機関との取引継続を目指すためには、債務超過解消、自己資本の充実、財務健全性の強化が重要であり、当社にとって他の資金調達手段が困難な状況下において、今回の資金調達は選択の余地のない唯一の機会であると考えられ、さらに、今回、債務超過解消に必要な資金の調達に対して別件第三者割当増資を行い、併せて残存する新株予約権未行使分に加えて今後の中期的な資金需要に備えた資金確保を可能とする本新株予約権を発行することは、東証上場廃止基準抵触をクリアするとともに新規事業拡大に大きく寄与するものと理解し、株式の希薄化と既存株主の持ち株比率の低下はあるものの、当社の企業価値及び株主価値の向上につながるが見込まれるとの意見が得られました。また、大規模な第三者割当に該当するが、引受先を見つけるまで及び条件の合意までに時間を要したために株主総会を開催する期間的な余裕がなくなってしまった現時点においては、東証の上場廃止基準に抵触して3月末までに債務超過を解消しなければならないという緊急性を鑑み、平成23年3月10日開催の取締役会の決議は必要性かつ相当性があり適切であると判断するとの意見が得られました。

また弁護士宮崎氏から、新株の発行等により一時的に株価の下落が予想され、その面での株式価値の低下は否定できないが、既に約6億円の債務超過に陥っている当社の財務状態を前提とすれば、このまま推移すれば会社の存続自体が危ぶまれ、株式の経済的価値は限りなく0に近くなる運命にあると見るべきであり、株式の希薄化を論ずるまでもなく逆に、今回、資本の増強がなされれば、中長期的には株価の維持・上昇に繋がる可能性が大きく、本件の場合、発行済株式数が増加するからといって一株当たりの株式の経済的価値が低下するということにはならず、既存株主とりわけ一般投資家にとってその権利を実質的に侵害されるような事態は発生せず、希薄化率を本件発行手続の障害事由と見ることは相当でなく、本件発行手続は法的適合性を備えていると判断する旨の意見が得られました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第23期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成23年3月10日）までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、該当事項は本有価証券届出書提出日（平成23年3月10日）現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成23年3月10日）現在において当社グループが判断したものであります。

4 [事業等のリスク]

(1)～(3) 略

(4) 株式価値の希薄化に関わるリスク

平成22年9月9日及び平成22年9月14日開催の当社取締役会において、ソフトバンク株式会社及びOakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による第7回新株予約権の発行を行うことを決議し、更に、平成23年3月10日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当増資及び第三者割当による第8回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。

当社の総議決権数は14,752個（平成22年9月30日現在の株主名簿を基準）であり、Oakキャピタル株式会社に割り当てる第三者割当増資による株式数21,700株及び第8回新株予約権の目的である株式の総数4,620株を合わせた26,320株に係る議決権数26,320個に加えて、平成22年9月30日にソフトバンク株式会社及びOakキャピタル株式会社に割り当てた第7回新株予約権の目的である株式の総数7,360株に係る議決権数7,360個と合算した議決権数は33,680個となることから、当社の総議決権数に対する希薄化率は228.31%となり、相応の株式価値の希薄化につながることとなります。（平成22年9月30日に行われた第三者割当による新株予約権の発行から平成23年3月10日の第三者割当増資及び新株予約権の発行までの期間が6ヶ月未満であるため、平成22年9月の新株予約権の発行と平成23年3月の増資及び新株予約権の発行に係る議決権数を合算し、平成22年9月14日時点での当社の総議決権数14,752個を分母として希薄化率を算定しております。）

しかしながら、現在、当社グループは財務体質の脆弱さにより継続企業の前提に疑義を生じさせるような状況が続いていること及び平成23年3月期第3四半期末においては債務超過となっており、早期に財務体質の改善を図る必要があるとともに、新規事業（iPhone等スマートフォン向けプラットフォームを活用したソリューション）におけるマーケティング及び研究開発資金、並びに新規事業（電子文具事業及びインターネットビジネス業界向け新製品・新サービス）における研究開発資金に充当することにより業績回復が図れることなどから、今回の資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、発行数量及び株式価値の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断しております。

(5) 大株主としての経営権について

平成22年9月9日及び平成22年9月14日開催の当社取締役会において、ソフトバンク株式会社及びOakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議し、更に、平成23年3月10日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。

当該第三者割当増資による株式発行数に当該新株予約権が全て行使された場合の株式発行数を加算すると、Oakキャピタル株式会社は議決権比率で65.96%（平成22年9月30日現在の株主名簿を基準として、その後における新株予約権の権利行使分を勘案しており、当該新株予約権以前に発行した新株予約権の未行使分は含めておりません。）となり、支配株主となります。

Oakキャピタル株式会社につきましては、当該第三者割当増資及び当該新株予約権の行使により取得する当社株式の保有目的は純投資であり、取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、Oakキャピタル株式会社は、取得した株式を当社の事業に有益な事業会社への譲渡することも視野に入れ、可能な限り市場動向に配慮しながら、当社株式を売却していく旨、及び当社株式の市場外での譲渡の検討を行う場合には事前に当社と十分な協議を行う旨の表明を行っております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

(6) 資金調達に関わるリスク

当社は平成22年9月9日及び平成22年9月14日開催の当社取締役会において、新規事業（iPhone等スマートフォン向けプラットフォームを活用したソリューション）に係る研究開発及びマーケティング資金の確保を目的として、ソフトバンク株式会社及びOakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による第7回新株予約権の発行を行うことを決議し、更に、平成23年3月10日開催の当社取締役会において、新規事業（iPhone等スマートフォン向けプラットフォームを活用したソリューション、並びに電子文具事業及びインターネットビジネス業界向け新製品・新サービス）に係る研究開発及びマーケティング資金の確保を目的として、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当増資及び第三者割当による第8回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。

しかしながら、当該新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の大幅な改善に支障をきたす可能性があります。

(7) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

当社グループは、当第3四半期連結累計期間において、319,757千円の四半期純損失を計上した結果、当第3四半期連結会計期間末において、511,733千円の債務超過となっております。

また、当社グループの有利子負債は972,267千円と連結総資産の143%を占め、手元流動性に比して高水準にあります。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

(8) 財務制限条項

平成18年10月10日締結のシンジケートローン契約に基づく借入金（短期借入金のうち30,000千円）には、下記の財務制限条項が付されております。

各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を588百万円、もしくは、直前の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額に80%を乗じた金額のいずれか高い方に維持すること。

各年度の決算期の末日における連結損益計算書における経常損益を損失としないこと。

なお、当連結会計年度末において、上記財務制限条項に抵触しておりますが、当該条項に基づく期限の利益喪失に係る請求をしない旨、貸付人より同意を得ております。

しかしながら、今後の当社の業績動向により、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

2. 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載の資本金は、有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の提出日（平成23年3月10日）までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額（千円）	残高（千円）	増減額（千円）	残高（千円）
平成22年8月6日（注）	10,535	409,106	10,535	399,781

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額（千円）	残高（千円）	増減額（千円）	残高（千円）
平成22年8月12日（注）	40,284	449,391	40,284	440,066
平成22年10月5日（注）	24,937	474,328	24,937	465,003
平成22年11月30日（注）	300	474,628	300	465,303

（注）新株予約権（ストックオプションを含む）の行使による増加であります。

3. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第23期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成22年6月30日提出臨時報告書〕

1 提出理由

平成22年6月29日開催の当社第23回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）株主総会が開催された年月日

平成22年6月29日

（2）決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

発行可能株式総数を49,200株とする。

補欠監査役の規定を新設する。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、大瀧昌三氏を選任する。

（3）当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 （個）	反対数 （個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び 賛成割合（％）
第1号議案 定款一部変更の件	7,757	38	-	（注）1	可決 99.10
第2号議案 補欠監査役1名選任の件	7,779	29	-	（注）2	可決 99.38

（注）1. 議決権行使をすることができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権行使をすることができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権行使分の集計により各議案が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

〔平成22年8月18日提出臨時報告書〕

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となったもの

O a k キャピタル株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	異動前所有議決権の数 (総株主等の議決権に対する割合)	異動後所有議決権の数 (総株主等の議決権に対する割合)
O a k キャピタル株式会社	1,113個 (8.48%)	1,453個 (10.80%)

(3) 当該異動の年月日

平成22年8月6日

(4) 当該異動の経緯

当社第6回新株予約権の権利行使が行われたため、主要株主に異動が生じたものであります。

(5) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 449,391,086円

本報告書提出日現在の総株主等の議決権の数 14,752個

本報告書提出日現在の発行済株式総数 14,760株

〔平成23年2月28日提出臨時報告書〕

1 提出理由

当社の特定子会社に異動があり、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 特定子会社の異動（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

(a)名称 Y E M エレテックス株式会社

(b)住所 大阪府大阪市住之江区南港東8丁目2番56号

(c)代表者の氏名 中原 信一郎

(d)資本金の額 69,750千円

(e)事業の内容 放送・映像システムの開発・製造・販売事業

当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主の議決権に対する割合

(a)当社の所有に係る議決権の数

異動前 132,000 個

異動後 0 個

(b) 議決権の総数に対する割合

異動前 100.00 %

異動後 0.00 %

当該異動の理由及びその年月日

(a)異動の理由

株式会社朋栄への株式譲渡によるものであります。

(b)異動年月日

平成23年 2月28日

(2) 当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく報告）

当該事象の発生日

平成23年 2月28日

当該事象の内容

当社は、平成23年 2月28日の取締役会において、当社の子会社である Y E M エレテックス株式会社全株式の譲渡及び当社の同社に対する貸付金の全額を放棄することを決議したことによるものであります。

当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、平成23年 3月期において、個別決算では関係会社株式売却益110百万円を特別利益、債権のうち636百万円については前期末までに貸倒引当金を設定しておりますので、貸倒損失112百万円を特別損失として計上し、連結決算では関係会社株式売却益約 3 千万円を特別利益として計上する予定であります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第23期)	自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	平成22年 6月29日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第23期)	自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	平成23年 3月 3日 関東財務局長に提出

四半期報告書	事業年度 (第24期第3四半期)	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月14日 関東財務局長に提出
--------	---------------------	-------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

株式会社フライトシステムコンサルティング
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 善孝 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 健文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フライトシステムコンサルティングの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フライトシステムコンサルティング及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社グループは、前連結会計年度において、234,927千円の大幅な営業損失を計上し、当期純損失が253,702千円となっている。さらに、当第3四半期連結累計期間において、248,034千円の営業損失を計上し、四半期純損失が289,495千円となった結果、当第3四半期連結会計期間末において、247,509千円の債務超過となっている。また、会社グループの有利子負債は1,100,400千円と連結総資産の88%を占め、手元流動性に比して高水準にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

株式会社フライトシステムコンサルティング
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神山 宗武指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 広幸

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フライトシステムコンサルティングの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フライトシステムコンサルティング及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の注記に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度において、234,927千円の大幅な営業損失を計上し、当期純損失が253,702千円となっている。また、会社グループの有利子負債は1,373,200千円と連結総資産の78%を占め、手元流動性に比して高水準にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フライトシステムコンサルティングの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社フライトシステムコンサルティングが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

株式会社フライトシステムコンサルティング
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 善孝 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 小松 亮一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フライトシステムコンサルティングの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フライトシステムコンサルティング及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、前連結会計年度において、378,547千円の大幅な営業損失を計上し、当期純損失が492,752千円となっている。さらに、当第3四半期連結累計期間において、309,944千円の営業損失を計上し、四半期純損失が319,757千円となった結果、当第3四半期連結会計期間末において、511,733千円の債務超過となっている。その結果、シンジケート・ローン（平成22年12月末残高30,000千円）について財務制限事項に抵触している。また、会社グループの有利子負債は972,267千円と連結総資産の143%となり、手元流動性に比して高水準にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成23年2月14日開催の取締役会において、連結子会社であるY E Mエレクトックス株式会社の全株式の売却を決議し、基本合意書を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月28日

株式会社フライトシステムコンサルティング
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 善孝
指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 健文

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フライトシステムコンサルティングの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フライトシステムコンサルティング及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度において、378,547千円の大幅な営業損失を計上し、当期純損失492,752千円となった結果、450,307千円の債務超過となっている。その結果、シンジケート・ローン(平成22年3月末残高60,000千円)について財務制限条項に抵触している。また、会社グループの有利子負債は1,040,400千円と連結総資産の115%を占め、手元流動性に比して高水準にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年3月8日及び平成22年3月23日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を決議し、平成22年4月9日に払込が完了している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、平成22年6月28日に第6回新株予約権の権利行使が行われている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フライトシステムコンサルティングの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社フライトシステムコンサルティングが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は重要な欠陥があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

内部統制報告書に記載されている会社及び連結子会社の重要な欠陥のある売上、棚卸資産に係る業務プロセスにおいて特定された必要な修正は、すべて連結財務諸表に反映されており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
- 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

株式会社フライトシステムコンサルティング
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神山 宗武

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 広幸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フライトシステムコンサルティングの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フライトシステムコンサルティングの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、192,438千円の大幅な営業損失を計上し、当期純損失が203,069千円となっている。また、会社の有利子負債は1,373,200千円と総資産の88%を占め、手元流動性に比して高水準にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月28日

株式会社フライトシステムコンサルティング
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 善孝

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 健文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フライトシステムコンサルティングの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フライトシステムコンサルティングの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、364,143千円の大幅な営業損失を計上し、当期純損失が465,707千円となった結果、450,432千円の債務超過となっている。その結果、シンジケート・ローン（平成22年3月末残高60,000千円）について財務制限条項に抵触している。また、会社の有利子負債は1,040,400千円と総資産の130%を占め、手元流動性に比して高水準にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年3月8日及び平成22年3月23日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を決議し、平成22年4月9日に払込が完了している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成22年6月28日に第6回新株予約権の権利行使が行われている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。